2　無形固定資産		Ⅰ　資本金	
ソフトウェア	1,239	政府出資金	36,383
電話加入権	0	資本金合計	36,383
その他無形固定資産	0	Ⅱ　資本剰余金	
無形固定資産合計	1,239	資本剰余金	3,453
3　投資その他の資産		損益外減価償却累計額（－）	△　2,507
破産更生債権等	39	資本剰余金合計	947
貸倒引当金	△　39	Ⅲ　繰越欠損金	
長期前払費用	5	当期未処理損失	△　1,428
投資その他の資産合計	5	（うち当期総損失）	（△　1,294）
固定資産合計	43,848	繰越欠損金合計	△　1,428
資産合計	50,142	純資産合計	35,901
		負債純資産合計	50,142

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日～平成28年３月31日）　（単位：百万円）

経常費用		経常収益	
業務費	25,071	運営費交付金収益	3,140
給与費	11,335	補助金等収益	530
材料費	5,997	業務収益	20,294
委託費	2,797	医業収益	18,453
設備関係費	3,516	研修収益	17
経費	1,424	研究収益	1,825
一般管理費	941	寄附金収益	86
給与費	823	資産見返負債戻入	587
経費	117	資産見返運営費交付金戻入	205
減価償却費	1	資産見返補助金等戻入	331
財務費用	82	資産見返寄附金戻入	50
その他経常費用	41	その他経常収益	209
経常費用合計	26,134	経常収益合計	24,846
臨時損失		経常損失	△　1,288
固定資産除却損	6	臨時利益	
		その他臨時利益	0
		当期純損失	△　1,294
		当期総損失	△　1,294

損失の処理に関する書類

（平成28年８月24日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処理損失	△　1,428	Ⅱ　次期繰越欠損金	△　1,428
当期総損失	△　1,294		
前期繰越欠損金	△　134		

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、改定前の「独立行政法人会計基準」第81（注解60）に基づく業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～50年
構築物	５～40年
医療用器械備品	２～20年
その他器械備品	２～20年
車両	５年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、運営費交付金により財源措置されない退職給付について、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増減額を計上しております。

（会計方針の変更）

改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。なお、これによる当該事業年度の損益及び行政サービス実施コストへの影響はありません。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。